

明應二年 癸丑 紀元二一五三

三月二日。僧快紹、珠洲郡高座宮別當高勝寺に、その例時堂上葺の爲料足を寄進す。

【須須神社文書】 珠洲郡 一〇七九

奉寄進料足之事

合伍貫文者

右彼料足、爲例時堂上葺之、奉寄進者也。死去之後於勤行所、毎月陀羅尼一返可御廻向者也。(有脱カ)依寄進狀之趣如件。

明應貳年丑三月二日 律師 快紹 在判

五月十四日。珠洲郡高座宮の神主、能登守護島

山義統に年中の神事を注進す。

【須須神社文書】 珠洲郡 一〇八〇

(島山義統) 御屋形様わしるし候て爲參候。

高座宮御借田之事

正月 朔 日

二 日

二月

朔 日

御歸あそび

(郡) ころり祭

御歸座まつり

三月

朔 日

四月

朔 日

五月

朔 日

晦 日

以上 三十七

右神田千疋を以、彼御神事をなし申候。

明應貳年丑五月十四日

高座宮神主

【須須神社文書】

(端闕)

五十疋 錢上役なし

衛門三郎

五十疋 錢上役なし

大屋堂前

十束疋 荒田

次郎四郎

五十疋 荒田

南三郎大郎

卅疋 荒田

杉田

百疋 祭田

寺家へ向候

百卅疋 高藏(座)二季御遊行

北番頭

已上 千貳百八十疋

荒田と引申分

四百廿疋引目

六月 朔 五日

七月 朔 七日

八月 朔 十五日

九月 朔 十五日

十月 朔 九日

十一月 朔 九日

十二月 朔 九日

ころりまつり

御遊行御まつり

御歸座

御歸あそび

御歸あそび

御歸あそび